

八千代町地域クラブ運営方針

令和6年5月

八千代町教育委員会

【地域クラブの運営について】

町は、令和6年度から段階的な地域移行を進めるにあたり、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、新たな地域クラブを設立させる。そのクラブ運営について、適切かつ円滑に運営がなされるよう、町地域移行推進計画及び県地域クラブ活動ガイドライン等を踏まえた「八千代町地域クラブ運営方針」を策定するものである。

1 活動の目標

休日の地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、将来にわたり本町の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。

2 目指す加入者像

本町の教育目標を踏まえ、以下のような子どもの育成を目標とする。

- ◎ 思いやりのある豊かな人間性を持った子ども
- ◎ 自主的な判断に基づき、行動できる子ども
- ◎ 諦めず、挑戦する子ども

3 地域クラブ活動の適切な運営

(1) 参加者

原則参加を希望する本町中学校全ての生徒が参加できることとする。

(2) 活動の適切な運営

- ① 活動の運営団体は、スポーツ庁策定(令和元年8月27日策定)の『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行う。
- ② 活動の運営団体は、年間の活動、活動中の参加者間のトラブル及び管理責任者、指導者の氏名及び運営の責任の責任者を明確にし、公表する。

(3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ① 活動の運営団体は、活動の維持・運営に必要な範囲で、会費を設定することができる。
- ② 活動の運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(4) 保険の加入

活動の運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 活動内容

- ① 活動の運営団体は、生徒の意向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保する。
- ② 活動の運営団体は、クラブで実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(2) 指導者

① 指導者の確保

- ア 活動の運営団体は、生徒の指導にふさわしい専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。
- イ 活動の運営団体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。
- ウ 町(教育委員会)は、人材バンクを整備し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

② 適切な指導の実施

- ア 活動の運営団体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

地域クラブ活動における休養日及び活動時間については、「八千代町部活動の運営方針」に準じて設定する。当面は、土曜日又は日曜日いずれかの日を活動日及び休養日とし、活動時間は3時間程度とする。

(4) 大会の参加

当面は、中学校の部活動としての登録参加とし、地域クラブとしての参加はしない。

(5) 活動場所

活動の運営団体は、町立中学校施設を基本に、公共スポーツ・文化施設等の利用も含め、適切な規模の活動場所を確保する。